

○大場委員 私からは、工業用水道事業についてお伺いさせていただきます。

小池知事は、本定例会初日の所信表明におきまして、廃止に向けた動きを進めると発言されました。この事業の廃止を議論するに当たりましては、都の工業用水道事業の経緯を十分に理解しなければなりません。

そこで、これまでの経緯を振り返ってみます。

東京都では、昭和三十年代後半からの高度経済成長期における産業発展に伴い、工場による地下水の使用量が大きく増加いたしまして、その結果、海拔ゼロメートル地帯が発生し、災害に対する危険が激増するなど深刻な問題が生じておりました。

都の工業用水道事業は、この地下水のくみ上げによる地盤沈下を防止するために導入された地下水揚水規制、これに伴う代替水を工場に対して供給するという行政施策といたしまして、昭和三十九年八月に給水が開始されました。その後、工業用水道の供給により地盤沈下は徐々におさまり、昭和五十年代にはほぼ鎮静化し、事業の所期の目的は達成されていきました。

工業用水道を利用している工場こそが、この間、東京の産業はもとより地域の産業や雇用を支えてきたということを我々は忘れてはいけません。あわせまして、工業用水道事業が開始される段階で、井戸水を使っていた事業者の皆さんは、行政施策に協力するために工業用水道に転換してきた経緯があることも踏まえなければなりません。

昭和四十年代後半には、工場の都外移転や水使用の合理化が進み、工業用水道事業の経営が厳しくなると、余剰能力を活用して、新たに車の洗浄用水や建物の冷却水、さらには集合住宅のトイレ用水などに雑用水として供給を開始しました。この雑用水の供給開始に当たっても、地域の皆様に積極的に使用していただくよう、都が協力を要請してきた経緯もあります。

こうした取り組みにもかかわらず、その後も、工場の都外転出等に伴い、利用者数は、平成十六年度にはピーク時の約四割まで減少し、料金収入も減少するなど厳しい経営状況が長く続いていました。

そのため、平成十六年度に行われた包括外部監査において、工業用水道事業について抜本的な経営改革のあり方を検討するよう意見が付され、これを受けて、都は全庁挙げての検討に入りました。

我が党は、この工業用水道事業の抜本的な経営改革について、これまで事業経営のあり方はもちろんのこと、地下水揚水規制に伴う代替水を供給するという行政施策としての側面、さらには地域の産業や雇用への影響など幅広い視点から検討を重ねてきています。

さらに、この検討に当たっては、皮革業やメッキ業を初め多くの工業用水道利用者のもとを幾度となく訪れ、現場の声をしっかりと聞き政策提言に結びつけてきたところです。こう

した経緯を踏まえ、私からも何点か質問させていただきます。

小池知事は、有識者委員会から廃止の提言がなされたことを踏まえと発言されておりますので、まず、その有識者委員会の提言について伺います。

有識者委員会では、どのような検討がなされ、どのようにして事業廃止の結論に至ったのかを改めてお伺いいたします。

○石井経営改革推進担当部長 有識者委員会における検討では、まず、工業用水道事業の決算資料や経営指標、利用者に対するアンケートの結果など、さまざまな情報に基づき工業用水道の需要見通し、施設の老朽化の分析、事業開始から現在に至るまでの経営分析や他都市との経営比較を行っております。さらに、事業の存廃にかかわる費用の比較や産業への影響、利用者の企業活動への影響などを幅広い専門的な観点から検証し、工業用水道事業の廃止を含めた抜本的な経営改革について検討を行っております。

その結果、工業用水道事業は、地盤沈下対策という所期の目的は達成しましたが、経営状況が厳しく、施設や設備の老朽化が進行する一方、今後も需要の増加が見通せないことから、廃止すべきと提言されております。

なお、報告書では、事業の廃止に当たりましては、工業用水道を利用する企業の経営等への影響を最小限にとどめられるよう十分な支援策を講じるべきとされております。

○大場委員 この有識者委員会では、検討に当たって都が実施したさまざまなアンケートを活用しています。報告書には、仮に事業を廃止した場合の影響として、上水道に切りかえた場合の工業用水道との料金差額が事業経営に与える影響という設問に対する回答結果が業種別に載っています。

ここで皮革事業者を見ますと、五八%の方が移転や廃業を検討せざるを得ないほど企業の経営への影響が大きいとしています。しかし、その一方で、一七%の方は、事業経営への影響は大きいが対応できる、また、一四%の方は、料金等による影響は小さいとの回答になっております。同じ業種の中でも、回答結果は同一の傾向とはいえないことから、やはり個々の利用者の経営状況などにより、支援のニーズは異なるのではないのでしょうか。

さらに、例えば、大企業と中小企業では、その傾向は異なることも考えられますし、しかし、この点について、有識者委員会の報告書には記載がありませんでした。

そこで、局では、上水道に切りかえた場合の工業用水道料金との料金差額が企業の経営に与える影響は、企業規模においても違いがあることを把握しているのかをお伺いいたします。

○青木浄水部長 平成二十九年十月に工業用水利用者に実施をいたしましたアンケートにおいて、仮に工業用水道事業を廃止し、上水道に切りかえた場合、工業用水道との料金差額が事業経営に与える影響についてお伺いをいたしました。

企業規模別に見ますと、大企業では、移転や廃業を検討せざるを得ないほど事業経営への影響が大きいと回答したのは、全百一件のうち十四件で一四%、事業経営への影響は大きいに対応できるは五八%、料金等による影響は小さいは二五%でございました。

一方で、中小企業は、移転や廃業を検討せざるを得ないほど事業経営への影響が大きいと回答したのは、全百七十四件のうち六十件で三四%、事業経営への影響は大きいに対応できるが四四%、料金等による影響は小さいが一五%でございました。

このように、上水道への切りかえが事業経営に与える影響は、企業規模によっても異なる結果となっております。

○大場委員 ただいまのご答弁から、上水道に切りかえた場合の工業用水道との料金差額が企業の経営に与える影響は、企業規模別でも傾向が違うことがわかりました。こうした状況を勘案すると、これから支援策を検討するに当たっては、個別の利用者の要望や意見に確実に耳を傾けることが何より重要であると考えます。また、ニーズを正確に聞き取るためには、工業用水道事業の今後の方向性を正確に説明することが不可欠です。

そこで、都として、工業用水道事業の今後の方向性を丁寧に説明するとともに、現在も利用している企業の意見や要望を真摯に聞き取るべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○石井経営改革推進担当部長 事業の廃止に向けた動きを進める場合におきましては、利用者に対しまして正確な情報を提供するとともに、個々の利用者の意見や要望にしっかりと耳を傾けていくことが必要でございます。

そのため、改めて利用者を個別に訪問し、工業用水道事業の今後の方向性などを丁寧に説明するとともに、支援策等に関する利用者の意見や要望をきめ細かく把握してまいります。こうした取り組みにより把握した意見等につきましては、関係各局で共有し、支援策の検討に活用してまいります。

○大場委員 ただいまのご答弁にありましたように、工業用水道利用者一件一件に足を運び、利用者に寄り添った対応を行っていただくことを要望しておきます。

また、工業用水道事業が廃止された場合、個々の利用者の企業活動はもとより、地域の産業と雇用にも大きな影響があると考えます。

そこで、都の関係局は、当然のこと、各区に対してもこの工業用水道事業の廃止について十分な説明を行い、理解を得た上で連携を図る必要があると考えますが、見解をお伺いいたします。

○石井経営改革推進担当部長 工業用水道事業を廃止する場合におきましては、工業用水道を利用する企業の経営への影響を最小限にとどめる必要がございます。また、地域の産業

や雇用に影響が生じないようにすることも重要であると考えております。

このため、当局ではこれまで、関係区に対しまして、利用者のアンケートの結果や工業用水道事業の今後の方向性等につきまして、直接訪問し、説明するなど情報共有に努めてまいりました。

今後とも、関係区に対しまして、事業を廃止する場合の支援策や利用者から寄せられているさまざまなご意見、ご要望につきまして綿密に情報共有することで連携を図ってまいります。

○大場委員 引き続きまして関係区ともしっかりと連携をして対応していただきたいと思っております。

我が党は、各地域で東京の産業や雇用を支えてきた多くの工業用水道利用者の声をさまざまな機会を通じて把握してきています。この声を支援策の検討などにしっかりと反映させていく責務を担っております。

行政施策として始まった工業用水道事業の廃止に当たっては、地域の産業の維持発展に十分配慮すべきであり、利用者への確実な支援が必要と考えます。

最後に、中嶋局長のご見解と支援についてのご決意をお伺いいたしまして、私の質問を終わります。

○中嶋水道局長 東京都の工業用水道事業は、地下水揚水規制の代替水を供給する行政施策として開始したという経緯がございます。そしてこれまで、地域の産業基盤を支えてまいりました。一方で、工場の都外移転等による料金収入の減少や施設の老朽化が進行するなど、事業運営上の課題にも直面しておりました。

このため、事業の抜本的な経営改革につきまして、平成十八年から長期にわたりさまざまな角度で検討を進めてまいりましたが、本年六月、有識者委員会から事業を廃止すべきとの提言を受け、廃止に向けた動きを進めることとしたものでございます。

事業を廃止する場合におきましては、企業活動への影響を最小限にとどめますとともに、利用者の多くが、これまで都や地域の経済を支えてきたこと、このことを十分に考慮する必要がございます。

そのため、個別訪問などによりまして利用者から寄せられる企業の事業経営や雇用など、さまざまなご意見、ご要望を丁寧にお聞きし、関係各局や関係区とも共有して、地域の産業が維持発展できる環境づくり、こういう観点から全庁的対応で支援策を検討してまいります。